

改正

平成31年3月19日条例第7号

令和4年3月24日条例第8号

令和7年3月25日条例第9号

香川県獣医学生修学資金貸付条例をここに公布する。

香川県獣医学生修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）において獣医学を専攻する者に対し、獣医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、その者の修学を容易にし、もって獣医師の資格を有する職員の充足に資することを目的とする。

(修学資金の貸付け)

第2条 修学資金は、大学において獣医学を専攻する者で、将来県の公衆衛生又は畜産に関する機関等で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）において獣医師の職務に従事しようとするものに対し、貸付けを受ける月数を通算して72月を限度として貸し付ける。

- 2 修学資金の額は、規則で定める。
- 3 修学資金は、無利子で貸し付ける。

(連帯保証人)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して、修学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸付けの申込み及び決定)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、修学資金の貸付けを決定するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第5条 知事は、修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- （1） 退学したとき。
- （2） 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- （3） 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- （4） 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- （5） 死亡したとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかったため同一学年を重ねて履修する事実があったときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあった日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学し、又は進級した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由がなく第10条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

（返還の債務の免除）

第6条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- （1） 大学を卒業した日から2年以内に獣医師の免許を取得し、直ちに機関等において獣医師の職務その他の規則で定める職務（以下「職務」という。）に従事し、かつ、引き続き機関等において職務に従事した期間が規則で定める期間に達したとき。
- （2） 前号に規定する職務従事期間中に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により修学資金の返還の債務を免除される場合を除き、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上機関等において職務に従事したとき。
- （2） 死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、機関等において職務に従事した期間を第1項第1号の規則で定める期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 前3項に規定する職務従事期間の計算は、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

（返還）

第7条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第5条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に、返還しなければならない。

（1） 第5条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

（2） 貸付けを受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に獣医師の免許を取得しなかったとき。

（3） 貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得した後、直ちに機関等において職務に従事しなかったとき。

（4） 貸付けを受けた者が、前条第1項の規定による返還の債務の免除を受ける前に職務に従事しなくなったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（1） 修学資金の貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得しようとしている場合 獣医師の免許を取得するまでの期間（大学を卒業した日から2年以内に限る。）

（2） 修学資金の貸付けを受けた者が、機関等において職務に従事している場合 その従事する期間

（3） 修学資金の貸付けを受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間

（4） 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合 その必要があると認める期間

(延滞利子)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の延滞利子の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(学業成績表の提出)

第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第7号抄）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第9号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。